

企画環境委員会会議記録（第2号）

令和7年 9月29日

福島県議会

1 日時

令和7年 9月29日（月曜）

午前 10時58分 開議

午後 1時18分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

| | |
|----------|----------|
| 委員長 山口信雄 | 副委員長 山内長 |
| 委員長 尾トモ子 | 委員今井久敏 |
| 委員高野光二 | 委員佐藤雅裕 |
| 委員大場秀樹 | 委員佐々木彰 |
| 委員大橋沙織 | 委員山田真太郎 |

5 議事の経過概要

(午前 10時58分 開議)

山口信雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

これより企画調整部の審査に入る。

直ちに、議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、企画調整部長の説明を求める。

企画調整部長

(別紙「9月県議会定例会企画環境委員会企画調整部長説明要旨」により説明)
山口信雄委員長

続いて、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事の説明を求める。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

(別紙「9月県議会定例会企画環境委員会風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、避難地域復興局長の説明を求める。

避難地域復興局長

(別紙「9月県議会定例会企画環境委員会避難地域復興局長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、文化スポーツ局長の説明を求める。

文化スポーツ局長

(別紙「9月県議会定例会企画環境委員会文化スポーツ局長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、企画調整課長の説明を求める。

企画調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、土地水対策室長の説明を求める。

土地水対策室長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

佐々木彰委員

福島県水源地域保全条例について、届出の対象区域を大字単位で指定し、県土の約70%が対象となることから、中山間地域の大部分が対象区域に含まれると思うが、

必ず届出をしなければ土地取引ができないとの理解でよいか。

土地水対策室長

届出により県として土地の利用目的を事前に把握することが重要と考えているため、中山間地域も含めて届出を求める。

佐々木彰委員

届出を受けてから土地取引を認める返答をするまでの期間の目安はあるか。

土地水対策室長

あくまで届出であるため、届け出た時点で手続は終了するが、契約の6週間前までに届出を行うことになっているため、必要があれば県としての意思を契約前までに伝えることを想定している。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入るが、この際、復興・総合計画課長より発言を求められているので、これを許す。

復興・総合計画課長

(別紙「福島県総合計画の指標の見直しについて」により説明)

山口信雄委員長

ただいまの説明の内容も含め、質問のある方は発言願う。

大橋沙織委員

ペロブスカイト太陽電池の県内普及に向けた調査事業に取り組むとの説明があつたが、当該事業における課題や展望について聞く。

エネルギー課長

昨年度、Jヴィレッジ、あづま総合運動公園の体育館の屋根、県立博物館の壁の3か所において実証モデルとしてペロブスカイト太陽電池を設置した。今年度はさらなる展開を図るため、県内の公共性の高い施設等の屋根、壁面、起伏のある地面等を対象として、30か所以上のモデル的な候補地を選定し、具体的な導入可能性を検討するための調査を行うこととしており、8月末時点において事業者と業務委託

契約を締結した。県としては市町村も巻き込みながら幅広く展開する必要性があると考えており、市町村からの調査実施の希望状況を現在取りまとめ中である。事業者と綿密に連携を図りつつ、市町村とも相談しながら円滑に調査を進めていきたい。

大橋沙織委員

再生可能エネルギーの中でも太陽光は身近なものであり、ペロブスカイト太陽電池には可能性があると感じているため、市町村の負担を軽減しながら協力を得て取組を進めるよう願う。

次に、大熊町と双葉町の応急仮設住宅の供与終了について、以前、対象世帯のうち8～9割は次の住まいが決まっているとの説明を聞いた記憶があるが、現時点での住まいの再建状況や特定延長が認められる世帯数について説明願う。

生活拠点課長

まず、特定延長の対象件数について、公共工事等により自宅の再建が間に合わない世帯や特定の要件に該当する世帯については特例的に応急仮設住宅の供与を令和9年3月まで延長することを決定したが、大熊町と双葉町の両町の申請件数は合計2件であり、いずれも要件に該当したため特定延長を認める決定をした。また、供与終了に向けて、供与中の517世帯に対する意向確認を行っており、現時点で再建について未定または検討中と回答した世帯は約3%であったことから、大部分の世帯は再建先が決まっていると考えている。なお、移転の時期について、約8割の世帯が来年3月までと回答していることから、具体的な行動に移るのはこれからであると思う。あわせて、現時点の課題等についても聞いており、住宅の確保、健康上の問題、生計などの課題が多く挙げられているが、支援が必要な世帯については、個別訪問や電話等により丁寧に意向を聞きながら、住まい探しをしっかりとサポートしていきたい。

大橋沙織委員

避難者との関係は難しい部分もあると思うが、住まいの確保は大事であるため丁寧に進めてほしい。特定延長の申請が2件あったとのことであるが、件数が少ないと感じる。今後も申請件数が増えていくと思うが、その辺りの見通しや周知の状況を聞く。

生活拠点課長

特定延長については、既に募集を締め切っているため、2件が最終的な件数であ

る。当初の予定件数より少ない印象であるが、自宅の再建等について早めに行動してもらったものと考えている。

大橋沙織委員

引き続き実態を見ながら丁寧に取組を進めてほしい。

次に、Jヴィレッジがデフリンピックにおけるサッカー競技の会場になるとのことであり、ほかには東京都と静岡県にしか会場がないことから、貴重な機会であると思う。本県は、この機会を活用して共生社会の実現等に取り組み、それをレガシーとして未来につないでいく観点を持つ必要があると考える。また、Jヴィレッジは廃炉作業の拠点になっていたことから、震災と原発事故の当時の状況や現状を発信する場であり、原発事故が発生した本県として差別のない社会を発信する役割も持っていると思う。デフリンピックのレガシーを活用した共生社会の実現や震災復興に関するメッセージの発信に係る取組の状況を聞く。

スポーツ課長

デフリンピックの開催を通じて得られたレガシーを継承できるよう、大会に出場した本県ゆかりのアスリートや、当事者団体である（一社）福島県聴覚障害者協会と連携して取組等を検討していく。

大橋沙織委員

以前、（一社）福島県聴覚障害者協会から要望を受けた際、県や市町村がデフリンピックに向けて様々な取組を進めていることに対する感謝とともに、来年度以降の見通しが立っていないことが不安であるとの話もあったことから、予算の都合もあると思うが、協会と緊密に連携しながら具体化を進めてほしい。パラリンピックの際にはボッチャに関する取組などが市町村で進んでいたと思うが、デフリンピックにおいては、デフスポーツに親しんでもらうため手話の普及や出前講座に取り組んでいると思う。そこで、県民に対する手話の普及啓発についての考えを聞く。

スポーツ課長

当課では、デフリンピックという国際スポーツ大会を通じて、手話に親しむ機会として出前講座や出前授業等を実施しているが、大会終了後の手話に関する取組については、担当部局である保健福祉部が検討していくものと考えている。

大橋沙織委員

聴覚障がいに限らず、障がいがある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことで、

共に暮らしていくとの意識を啓発することは継続した課題であると考えるため、スポーツの面から共生社会の実現に向けた取組を積極的に進めるよう要望する。

高野光二委員

部長から福島再生加速化交付金の増額に関する説明があり、農林水産部における住民帰還に向けた環境整備などに関するものと理解したが、私は、当該交付金により復興が大きく進んでいる現状をよく認識しており、非常に重要な交付金であると考えている。今回、これを積み立てることであるため、おそらく今年度の事業ではないと思うが、来年度以降に想定される事業の内容や規模について具体的に説明願う。

避難地域復興課長

福島再生加速化交付金のうち、補正予算として計上した福島県帰還・移住等環境整備交付金基金積立を増額するものである。今回、営農再開と住民の帰還促進を目的に農林水産部が基金事業として飯舘村で実施している農道整備において、切土工事中に湧水による侵食を受けのり面が崩れたため工事が必要になったことから、今年度分の追加工事の費用として2,250万円の国庫補助を要求するものである。

高野光二委員

確認であるが、主に農林水産業の基盤整備に係る事業費の不足分を補うための積立てとの理解でよいか。また、福島県帰還・移住等環境整備交付金について、避難者が帰還するための補助が含まれていると思うが、ただいまの説明によると農業関係の面的整備のための補助であると解釈した。その辺りの解釈について再度説明願う。

避難地域復興課長

福島再生加速化交付金の事業の内訳について、当課では福島県帰還・移住等環境整備交付金の取りまとめを行っており、事業の計画や執行は関係部局が行っているため、分野ごとに個別に確認願う。

高野光二委員

福島再生加速化交付金は幅広く利用できるものであり、先行して避難指示が解除された南相馬市における移住、定住、基盤整備等の状況を見て、当該交付金の有効性を実感している。帰還者が一定数に達するとそれ以上増えないことが課題である一方、別の地域から移住する事例が散見される。したがって、当該交付金だけでは

なく、自治体の移住促進の支援事業や地域おこし協力隊などの様々な制度を有効に利用するなど、ほかの事業等とも連携しながら避難地域の復興を進めるよう願う。

次に、原子力損害賠償について、今月1日及び2日に国の原子力損害賠償紛争審査会が双葉町と大熊町の被災地を視察したとの説明があったが、当該審査会の判断により、中間指針第五次追補として約140万人の県民が恩恵を受けたことから、損害賠償の追加や確定において、当該審査会の判断は非常に重要な役割を担っている。避難地域における復興状況や避難指示継続中の荒廃した地域に対する委員の判断が非常に重要であるが、委員の受け止め方について県の認識を聞く。

原子力損害対策課長

9月1日、2日に原子力損害賠償紛争審査会の委員が双葉町と大熊町の現状を視察した。具体的には、住民の話も交えながら、復興が進んでいる両町の駅前地区や、草が生い茂り復興が進んでいない特定帰還居住区域の状況を見てもらい、復興の難しさを理解してもらったと考える。今後、視察結果を審査会に報告することであり、今後の集団訴訟の状況等も踏まえて指針の見直しなどの検討が進められていくものと認識している。

高野光二委員

こうした機会は非常に重要である。私も集団訴訟に関わっており、間もなく終結に近づこうとしているが、被害の状況をしっかりと見てもらうことで賠償の対象が明確になることを十分に理解し、県が関わる機会があればしっかりとアピールするよう願う。

次に、本県では2040年までに電力の100%を再生可能エネルギーで賄うこと目標に掲げており、最近では阿武隈地域に多くの風力発電が立ち並んでいる。今年の夏は大規模な発電所ほど一時的な電力の買取り制限を受けたが、こうした事象が発生すると事業がスムーズに前進しないと思う。私も小規模太陽光発電の事業者であるが、小規模であっても買取り制限の期間が発生する。電力会社と調整しながら地域の企業と連携し、制限が発生しないよう対応する必要があると思うが、県の考えを聞く。

エネルギー課長

再生可能エネルギーに係る出力制御について、再エネ特措法（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法）に基づく再生可能エネルギー固定価格買

取制度において、固定価格で再エネ電力を売電する発電事業者については、東北電力ネットワーク（株）などの一般送配電事業者からの指令に基づき、管内の供給力が需要を上回る場合には出力制御を行うことが規定されている。令和4年度以降、東北電力ネットワーク（株）の管内における出力制御の回数は増加傾向にあり、天候等に応じて太陽光の発電量が増えたとの要因も考えられるが、再生可能エネルギーの導入が進んでいる一面もあると考えている。県が出力制御について具体的に対応できることはないが、国では、出力制御の効率化や需給対策、系統対策などにより、出力制御を防止し安定的に再エネ電力が供給されるよう出力制御対策パッケージの取組を進めている。県としては、補助事業として実施している共用送電線の最大限の活用や系統用の蓄電池等の導入により、出力制御の抑制と再生可能エネルギーのさらなる導入に寄与するものと考えているため、幅広く事業者に周知するとともに、国に対して出力制御の対策をきちんと求めていく。

高野光二委員

ただいまの説明にもあったとおり、多くの余剰電力が発生した際の蓄電池の利用価値が見直されているため、蓄電池の導入に係る国の補助金や県の支援事業の充実を図ることにより、余剰電力がしっかりと買い取られる状況になると思う。また、県が補助金を出して積極的に設置を進めている共用送電線を有効に利用するため、先ほど指摘した問題をしっかりと見据えて事業を進めるよう願う。

次に、今年度末で応急仮設住宅の供与が終了するとの説明があったが、入居者にとっては今後が心配である。応急仮設住宅の役割は一定期間で終了し、自立を促す時期に来ていることは理解できるが、供与終了後も同じ場所に住み続けられるのか、あるいは別の場所に移り住むことになるのかなど、供与終了後の対策を聞く。

生活拠点課長

今年度、入居者の意向を確認したところ、自主契約への切替えにより現在住んでいる応急仮設住宅への継続入居を希望する世帯が全体の約4割であった。そのほかの世帯は、別な賃貸住宅を借りたり、復興公営住宅に移転したり、自宅を新築したりすることとなる。引き続き、一人一人の意向を確認しながら、復興公営住宅への移転を希望する世帯に対しては手続面での支援を行うほか、関係自治体とも連携しながら、一人一人の状況に合わせて対応していく。

高野光二委員

混乱がないようそのように進めてほしい。

また、私の地元の復興公営住宅において、不正に入居している世帯が多いとの苦情を聞いたため紹介する。公営住宅においては所得に応じて使用料が決定されるが、例えば、息子が同居する場合、息子の所得も合算すると使用料が跳ね上がることから、実際は同居しているにもかかわらず時々通うとの名目で申告している世帯があるとのことである。こうした事例への対応は難しいが、きちんと良識を持って入居してもらわなければならない。引き続き、入居者が良好な環境で過ごせるよう配慮や指導を願う。

山口信雄委員長

一般的な事項に対する質問の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 0時59分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的な事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

佐々木彰委員

総合計画における部門別の進行管理について、例えば、過疎・中山間地域振興戦略では、総合計画の計画期間と同じ令和4～12年度において50項目の指標を設定しているが、その進捗状況を聞く。

地域振興課長

本県では、令和3年に過疎・中山間地域振興戦略を策定し、4～12年度の9年間において、過疎・中山間地域の振興に係る各種事業を展開している。戦略の推進に当たっては50項目の指標を設定し、適切に進行管理を行っている。6年度の実績については、50項目の指標のうち約半数において目標を達成しており、残りの未達成の指標についても、約6割の指標において達成度が80%を超えていていることから、着

実際に過疎・中山間地域の振興を進める施策が展開されていると認識している。12年度までの6年間、過疎・中山間地域振興会議で情報共有を図るなど部局間で連携し、引き続き目標の達成に向けて取り組んでいく。

佐々木彰委員

過疎・中山間地域振興戦略を進める中で、特に苦労している点があれば聞く。

地域振興課長

過疎・中山間地域振興戦略における3つの柱は、「人と地域」、「しごと（雇用・経済）」、「暮らし（生活環境）」であり、「人と地域」の分野における指標については、サポート事業の採択件数、移住者数、地域おこし協力隊の定着率などで目標を達成できている一方、「しごと（雇用・経済）」の分野における新規就農者数や、「暮らし（生活環境）」の分野における県立病院の訪問看護件数等の保健福祉分野では目標達成が難しい状況である。

佐々木彰委員

過疎・中山間地域が県土の多くを占めることから、当該戦略をしっかりと進めるよう要望する。

佐藤雅裕委員

総合計画の指標の見直しについて、説明のとおり、個々の指標そのものは所管する各部局で十分に精査して決定されたと思うが、大きな考え方の中で疑問点があつたため質問する。当初、総合計画を策定した際は、2040年に合計特殊出生率2.11を実現し、社会動態もプラスマイナスゼロになることで150万人程度の人口を見込むとの大前提があった。しかし、今回、希望出生率が1.51に減ったため合計特殊出生率の目標値を見直したほか、婚姻件数の目標値も見直したにもかかわらず、当初と同様に人口150万人程度の維持を目指すとの説明である。すなわち、150万人の目標と個々の目標の設定における考え方がしっかりと関連づけられておらず、総合計画を進める上で大前提となる人口の数値に関してそこが生じているのではないか。個々の目標の見直しに当たっては、企画調整部も作業に入り最終的に承認したものと思うが、どのように議論したのか。

復興・総合計画課長

前回の戦略においては、合計特殊出生率を2.11、社会動態をプラスマイナスゼロにすることを前提に推計した将来人口153万人を基に、人口150万人程度を維持する

と設定した。今回、3月に改めて戦略を作成したが、その前段として人口ビジョンを更新する際には、県民の希望出生率が1.51になっており、社会動態については同じくプラスマイナスゼロを目指すこととして推計した結果、将来人口は147万人となつたことから、引き続き、人口150万人程度の維持を目標とすることとした。実際には将来推計人口に6万人の差があるため、より一層取組を加速させ、粘り強く対応していかなければならないと考える。そうした前提の下で3月に総合戦略を策定し、県全体で達成すべき目標の設定となつたことを理解願う。

佐藤雅裕委員

説明の内容は理解した。県民の希望出生率1.51に合わせて数値目標を設定したとの説明であったが、それでは結果として将来人口が147万人にとどまってしまう。当初の目標の153万人は難しいとしても、150万人を目指すためにはある程度高い数値目標を設定する必要があると思うため、それらをしっかりと議論しながら、各部局の指標に係る取組を進めてほしい。

総合計画は今年度で4年目を迎えることとなる。総合計画の作成当初はコロナ禍であり、先行きが見えない中での作成であったと思う。現在、折り返しの時期を迎え、新型コロナウイルス感染症はまだある程度社会に影響を及ぼしているが、その影響に対する一定の評価ができる段階には来ていると思う。したがって、こうした影響も踏まえながら、後半の4年間に向けて総合計画を仕切り直していく必要がある。先ほどの過疎・中山間地域振興戦略に関する答弁でもあったとおり、マクロで見ればよい数値であっても、ミクロで見ると非常に厳しい数値が多くあることも現実である。したがって、こうした部分も一つ一つ精査しながら、複雑な政策の中でどのボタンを押したらどこに効くかという意識を持って施策を推進していくことが非常に重要になると考えるが、これから後半に入していく総合計画をどのように見直しながら進めていくのか。

復興・総合計画課長

総合計画の期間が後半を迎えるに当たり、社会環境が変化する中、根拠に基づき論理的に進めることが重要であると考える。これまで取り組んできたが、改めてE B P M（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方も踏まえ、どのような課題に対してどのようにターゲットを絞り、どのような事業を実施するのか整理するよう各部局に依頼している。まだ完全には浸透していないが、各部局に

おいて総合計画の政策とのつながりをしっかりと意識して事業を構築してもらうよう対応しており、こうした考え方が通常となるよう取り組んでいきたい。また、総合計画の策定時から概況が変化した部分については、最新の情報を県民にしっかりと伝え、一緒に取り組んでもらうため、今年度から年次報告書を作成する予定である。その中で総合計画の進行状況も県民に発信した上で、県の取組への協力に対する納得感を高め、残りの計画期間もしっかりと取り組んでいく。

大場秀樹委員

昨日閉幕した金曜ロードショーとジブリ展について、報道によると入場者数が20万人を突破し、県立美術館の企画展において過去最多の入場者数になったとのことである。県内外から私の友人や親戚も見に来ましたが、駐車場所を聞かれ、周辺の駐車場に駐車して歩くか飯坂電車を利用するよう案内した。来年開催される大ゴッホ展においても県内外や世界中から多くの来客が見込まれるが、ホームページを見ると、駐車場や交通手段については後日案内されるとのことであった。駐車場を拡大できないことは十分理解しているが、大ゴッホ展を契機とした県立美術館の活性化に向けて、アクセスの改善に関する今後の対策や議論の内容を説明願う。

文化振興課長

大ゴッホ展については、金曜ロードショーとジブリ展と同様に20万人以上の来館を予定しており、これまで県立美術館で開催された企画展の中でも最大規模となることを見込んでいる。過去の企画展では県立美術館周辺で交通渋滞が発生したことから、敷地内はおもいやり駐車場以外の自家用車の駐車を禁止し、公共交通機関での来館を案内する予定である。また、会期にはゴールデンウイークも含まれることから、混雑対策のため、土曜日、日曜日、祝日については日時指定予約とすることを考えている。さらに、一般的に開幕当初は企画展の入場者数が比較的緩やかで、後半に集中することから、9月1日から販売している早割券の対象を2、3月の平日に限定しており、会期全体での平準化を図っていきたいと考えている。なお、金曜ロードショーとジブリ展においても、日時指定予約や敷地内の駐車禁止を実施したため、過去と比較すれば県立美術館周辺での大渋滞は見受けられなかった一方、駅前の駐車場の中で渋滞が発生したり、駐車場の場所が分からず県外からの来館者が多くいたりしたと聞いている。今後、金曜ロードショーとジブリ展の状況も確認しながら、まずはしっかりと交通アクセスを案内するほか、土日の臨時駐車場の

確保を行っていく。

大場秀樹委員

市外からの来館者に対する駐車場の明示のほか、バスの乗り方なども含めきちんと発信するよう要望する。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で一般的な事項に対する質問を終結する。

これをもって、企画調整部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

10月1日は、総括審査会終了後に委員会を開く。

審査日程は、議案の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時18分 散会)